

(第4回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 6 月 2 6 日
契 約 業 者 名	(株) N I P P O 関東第一支店
契 約 業 者 の 住 所	東京都新宿区西新宿 3 - 7 - 1 新宿パークタワー 2 0 階
工 事 の 名 称	R 4 国道 1 号国府本郷 (2) 電線共同溝工事
工 事 場 所	自) 神奈川県中郡大磯町西小磯 至) 神奈川県中郡大磯町国府本郷
工 事 種 別	アスファルト舗装工事
工 事 概 要	【変更概要】本工事については、下記の工種について変更するものとする。 1. 舗装版撤去工 1 式 2. 開削土工 1 式 3. 電線共同溝工 1 式 4. 舗装工 1 式 5. 縁石工 1 式 6. 構造物撤去工 1 式
工 期 (自)	令和 4 年 1 1 月 1 日
工 期 (至)	令和 7 年 3 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 0 4 , 8 2 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	2 4 , 6 4 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 2 9 , 4 6 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 舗装版撤去工 ・現地調査の結果、占用物件を移設する必要があるため、舗装版破碎工を増工する。 2. 開削土工 ・現地調査の結果、占用物件を移設する必要があるため、掘削工及び残土処理工を増工する。 3. 電線共同溝工 ・現地調査の結果、占用物件を移設する必要があるため、プレキャストボックス工（特殊部）を増工する。 4. 舗装工 ・現地調査の結果、占用物件を移設する必要があるため、仮復旧工車道部等を増工する。 5. 縁石工 ・現地調査の結果、占用物件を移設する必要があるため、縁石工を増工とする。 6. 構造物撤去工 ・現地調査の結果、占用物件を移設する必要があるため、縁石撤去工及び運搬処理工を増工する。 7. 工期 ・上記内容の変更により、令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。